

2020年7月31日

島根中央信用金庫

中央しんきん『令和2年7月豪雨災害対策特別資金』 の取扱開始について

島根中央信用金庫(理事長 福間 均)は、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業者等に対し、既存の「災害復旧資金」の内容を優遇する形で創設される以下の制度資金を活用し、積極的な支援を行います。

当金庫に於いては、融資相談窓口でのきめ細やかな相談対応や個人向け豪雨災害資金を取り揃え、豪雨災害によって影響を受けられたお客様に対しまして、引き続き迅速かつ丁寧な対応に努めて参ります。

記

中央しんきん『令和2年7月豪雨災害対策特別資金』の取扱について

制度名	令和2年7月豪雨災害対策特別資金
ご利用頂ける方	令和2年7月豪雨により被害や影響を受けられた中小企業者、組合又は中小企業非営利法人であって、次の要件いずれかに該当するお客様。 (1) 直接的な被害を受けられた方 (2) 間接的な被害のうち次のいずれかに該当する方 ア) 豪雨に起因して、原則として売上等(売上高、販売数量、売上総利益率又は営業利益率)が前年同時期比して5%以上減少していること。 イ) 豪雨に起因して、原則として売上高等が前年同時期に比して5%以上減少することが見込まれること。
ご融資金額	1億2,000万円以内
お使いみち	設備資金、運転資金、借換資金
ご契約期間	12年以内(据置期間3年以内を含む)
ご返済方法	元金均等割賦返済
ご融資利率	責任共有 年1.25%(固定) 責任共有外 年1.10%(固定) ※) 但し、借入後3年間は0%(固定)となります。
保証料率	年0.20%~年1.20% ※) 但し、借入後3年間は0%となります。 ※) 今回直接的な被害を受けた方で平成30年7月豪雨災害対策特別資金のご融資を受けられた方が、当該資金の融資を受けられる場合は保証承諾全期間分を県が補助します。 但し、条件変更に伴い生じる信用保証料については補助の対象外となります。
担保	取扱金融機関又は保証協会の決定によります。
保証人	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定によります。 個人 原則として不要
取扱期間	令和2年8月3日~令和3年3月31日

以上